

第 5 回検討会における主な意見

【保育指針の告示化、性格の明確化関係】

- 具体的な発達のプロセス（例えば排泄について、どの段階なのか、年齢的にはどうか等）がきちんとわかることが必要である。
- 大綱化に当たっては、3 歳以上は幼稚園教育要領との整合性が図られているという共通認識があるが、生活時間等の違いにも留意することが必要である。
- 保育士養成に関わる保育と、保育所における保育にはどうしてもずれる部分がある。保育所の保育は何かという前提となる議論が欠かせない。

【養護及び教育、小学校との連携関係】

- 「養護及び教育の充実」と「小学校との連携強化」とが並んでいるところに、論点整理の難しさがある。ここに保護者との関係性を論点として入れるべきではないか。
- 保育所に子どもを通わせている親子の関係性をどう支援するか、これを論点として入れるべきである。
- 園児の保護者への支援は子どもの保育と密接に一体となって行うべきもの、子どもに関する記述の部分にも保護者との関わりの視点が必要である。
- 世間では「幼児教育」という用語が一般的に使われているが、保育所で使われていない。これをうまくリンクさせて説明することが必要ではないか。
- 教育と幼児教育の違いについて、一般的には教育が広い概念である。例えば 3 歳から就学前の幼稚園の教育は小学校教育の方法と違うので、こうした幼児期の特性に合った教育的な働きかけを幼児教育と言っている。

【地域の子育て支援、保育所の機能強化関係】

- 「園児の家庭への支援」と「地域の在宅子育て家庭への支援」について、どこまで保育所が行うのか整理する必要がある。

【保育内容の充実関係】

- 保育士や看護師等の保育者が果たす役割の重要性も明記すべきである。

【保育士の資質向上、評価関係】

- 子どもと保育者の関係性に言及する必要があるのではないかと。保育者は子どもとどう関わるのか詳しく議論すべきである。
- 保育士が福祉職であること、対人援助の専門職であるということを明確にする必要がある。

【これまでの議論を踏まえた基本的事項の整理】

- 資料2の保育所保育の概念の「保育所の役割・機能」は「子どもにとっての機能」と「保護者にとっての機能」となっているが、もう一つ「両者の関係性にとっての機能」を入れる必要があるのではないか。
- 保育の基本的な考え方を示すときに、子ども・保育者・保護者それぞれの関係性は重要な視点であるが、機能として明示するときは資料の二つの示し方でもよいのではないか。
- 資料2の機能の分け方は、保育所や保育士がどのような営みをするかという対象別に分けたのではないか。例えば、親の子どもへの愛着に関わるサポートは具体的には送迎時の会話や連絡帳などの保育所の営みである。
- 資料2の「告示と解説の役割分担」について、解説ではなく現行の指針のように全体を通じて完結するような読みやすいものにした方がよいのではないか。
- 保育所の役割・機能の基本は「生命の保持」と「情緒の安定」であり、これを強調できるような養護の在り方、教育の在り方があるのではないか。
- 資料2-1の「保育所の役割・機能」に、「よりよい親子関係にとっての機能」をぜひいれていただきたい。また、「保育所の今日的意義」にも両者の関係性の変化を触れる必要があるのではないか。さらに「保育所の今日的意義」に知識・倫理・技術の問題として「保育者の直面する課題」を入れるべきである。
- 資料2-2の概念図にも、保育者・子ども・保護者との関係性を入れるべきである。
- 資料2-3の模式図について、この点線を入れることがよいのかどうか。教育の比重は0歳から同じレベルであると思うので、点線は真っ直ぐになるのではないか。
- 資料2-3の模式図について、生活と経験の連続性の観点で図にすると、下側に家庭生活があって保育所から小学校になって、子どもの発達の年齢に応じながら保育所が親とともにその連続性を作っていくという模式図になる必要がある。
- 「養護と教育が一体的に提供」という言葉について、「保育指針」と「幼稚園教育要領」の二つの性格を明示するために産まれた言葉だと解釈せざるを得なかった、「一体的に提供」という言葉自体の見直しも必要ではないか。
- 「養護と教育が一体的に提供」という言葉について、保育所の持つ機能のうち教育は幼稚園教育要領に準じるという昭和38年の両省局長通知が示されており、上位概念を保育に、下位概念として教育を使わざるを得なかったのではないか。
- 「保育に欠ける」という言葉は今の時代にそぐわないのではないかと思っている、少し検討してほしい。

【本日のまとめ】

- 保育所保育指針における保育という言葉の意味付けの整理をきちんと行う必要がある。
- 資料1の「養護と教育の充実」と「小学校との連携強化」との並記につい

て、この扱いの整理をする必要がある。

- 保護者支援を「園児の保護者への支援」と「地域の在宅子育て家庭への支援」という整理をしているが、もう一度全体的な中に見直ししておく必要がある。
- 子ども・保護者・保育士の関わりの問題について、「関係性」という言葉を大事なキーワードとして置いておく必要がある。
- 「養護と教育の一体的な提供」という表現について、もう一度確認しておく必要がある。
- 資料２－１に、「保育者の直面する課題」の明記について検討する必要がある。その際、「保育所の直面する課題」の②については誰が行うのか、その専門性も含めて検討すべきではないか。
- 資料２－２に、保育士の業務（法第１８条の４）、保育士の研修（法第４８条の３）を組み込んでいただきたい。